

いじめ防止基本方針

北海道科学大学高等学校

1 いじめの定義・態様・重大事態

いじめとは本校に在籍している生徒に対し、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心の苦痛を感じているものをいいます。

(1) いじめの態様には次のようなものがあります。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの重大事態とは次のとおり定義します。

- ・いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には、「生徒が自殺を企画した場合」、「身体に重大な障害を負った場合」 等
- ・いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などです）

2 いじめが発生した場合(見た、聞いたを含む)

自分がいじめられているとき、友達がいじめられているのを見たり聞いたりしたとき、すぐに先生に相談してください。担任の先生だけでなく、カウンセラーや保健室の先生など、速やかに連絡し、相談してください。連絡方法は、直接先生に話しても、電話でも、また、その他の方法でも構いません。

3 いじめ防止に関する基本認識

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題です。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じ、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成します。

そのためには、

- ① 学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫きます。
- ② 教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底します。
- ③ 面談などにより生徒理解を深め、アンケート調査等によりいじめの防止・早期発見に努めます。
- ④ 生徒、保護者、教職員間で情報を共有し共通理解を図ります。
- ⑤ いじめに関して相談できる体制を整備し、周知します。
- ⑥ 関係機関と連携を密にし、情報交換に努めます。

4 いじめ問題への対応・アプローチ

- (1) 事実確認(いじめの発見・通報を受けたとき)
- (2) いじめられた生徒のケア・保護者への支援
- (3) いじめた生徒への指導・保護者への対応
- (4) 経過観察・事後指導
- (5) 特にインターネット（SNS 等を含む）上のいじめへの対応

①インターネット上の不適切な書き込みがあった場合、学校として問題個所を確認し、その箇所を印刷・保存する。その後学校としての対応を協議し、関係生徒からの聞き取り調査、被害にあった生徒のケアなど必要な措置を講じます。

②書き込みへの対応について、削除要請など被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、書き込んだ者への対応については、必要に応じて警察など外部の機関と連携して対応します。

情報モラル教育を進めるため、授業などで必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設けます。

5 重大事態への対応

- (1) いじめが重大事態に発展した場合は、直ちに理事長、北海道知事に報告するとともにことに、全教職員の共通認識のもと、「重大事態調査委員会」を設置し、いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、適切な対処や調査を迅速に行います。そして、調査の結果明らかになった事実関係は、いじめを受けた生徒やその保護者に適切に提供し、調査結果は理事長、北海道知事に報告するとともに、保護者、並びにマスコミへの説明責任を果たします。
- (2) 学校は調査結果を踏まえ、問題を整理・教訓化し改善策を策定します。また、有識者を招請して全校集会を行うなど重大事態再発防止のための必要な措置を講じます。

6 いじめ防止のための組織

本校のいじめのない学校づくりは、下の図の組織よって推進します。

- (1) 生徒指導部や学年会は日常の生活指導を行い、いじめが発生した場合の対応、いじめ防止に関する計画の作成を行います。
- (2) いじめ対策委員会は、校長、副校長、教頭、生徒支援部長を中心として、いじめ問題に関するHR担任、学年主任、事情聴取した生徒指導担当者、養護教諭、カウンセラーで構成します。
- (3) 重大事態調査委員会は（2）のメンバーに事務長を加えて構成します。なおメンバーは実態等に応じて柔軟に対応します。

